

わたSHIGA輝く国スポ近江八幡市医療救護対策要項

1 目的

この要項は、「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ近江八幡市医事衛生基本計画」に基づき、「わたSHIGA輝く国スポ」（以下「国スポ」という。）における医療救護の実施について、必要な事項を定める。

2 実施方法

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ近江八幡市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て医療救護対策を実施する。

3 救護所の設置

(1) 設置場所

救護所は、各競技会場の適切な場所に設置する。

(2) 人員配置

救護所には、競技団体と協議のうえ必要に応じて、医師、看護師、保健師、競技会係員等を配置する。

(3) その他

救護所には、医薬品（ドーピング禁止物質を含有しないものに限る。以下同じ。）を配備するとともに、必要に応じて医療器具、AED（自動体外式除細動器）、担架等を配備する。

4 医療救護体制

(1) 救護所における医療救護

救護所では、傷病者に対する応急処置を行うほか、必要に応じて救急自動車の出動依頼を行い、

医療機関に移送する。

(2) 宿舎における医療救護

国スポ参加者等が、宿舎において発病若しくは負傷した場合には、宿舎の管理者は速やかに医療機関と連絡を取り、その指示を受けるとともに市実行委員会へ連絡する。

(3) 救急自動車等の配備

救急自動車等の配備については、別途関係機関と協議して定める。

(4) 医療費の負担

救護所での応急処置に係る費用及び救急自動車等による移送費用を除き、医療費は受診者の負担とする。

5 関係機関への協力要請

市実行委員会は、関係機関等の協力を得て医療機関及び消防署等に対し、傷病者の受入及び搬送の医療救護対策への協力、又は競技会場等への巡回等を要請する。

6 その他

(1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における医療救護の実施についても、必要に応じてこの要項を準用する。